

2021年5月31日

NCホールディングス株式会社 御中

TCSホールディングス株式会社ほか22社を代表して
TCSホールディングス株式会社
代表取締役 高山芳之

回 答 書

NCホールディングス株式会社(以下「NCホールディングス」といいます。)より2021年5月28日付で頂戴した「公開質問状」について、当社は、当社ほか22社(以下「当社ら」といいます。)を代表して、以下のとおりご回答いたします。

なお、NCホールディングスは、2021年5月28日に公開質問状を公開し、その回答を同月31日までに求めているところ、その準備期間は実質的に1営業日にも満たないもので、このように極めて短時間で回答を求めるNCホールディングスの態度それ自体が不誠実・不相当であると言わざるを得ません。

第1 前提事実

当社らは、2021年4月26日、正当な株主権の行使として、NCホールディングスに対し、株主提案をいたしました。その理由は、NCホールディングスの現代表取締役である梶原氏らについて、当社らへの告発等を通じて、もはや信任できないと判断するに至る重大な事実が判明したからです¹。

その後、NCホールディングスは、2021年5月14日に、当社らがあたかも金融商品取引法に違反しているかの如く記載した「当社に対して提出された株主提案とこれに対する当社の反対意見に関するお知らせ」と題する文書を開示しました。なお、かかる開示に先立ち、当社らに対し、NCホールディングスから事実関係の有無に関する確認などは、一切なされませんでした。

当社らは、上記NCホールディングスの開示は遺憾であると考え、開示された5月14日の翌営業日に当たる5月17日に、当社らのうち4社から、NCホールディングス及びその各取締役に対し、いかなる事実が金商法違反に該当するのか具体的に説明するよう要求する「質問状」(別紙1)²を内容証明郵便及びFAXで送付しております。この質問状では、NCホールディングスに十分な回答期間を与える趣旨で、回答期限を1週間後の2021年5月24日までとするとともに、万一、NCホールディングスからの具体的指摘により当社らに金商法違反の事実が確認されたならば、適切に対応する旨も述べております。³加えて、5月19日に、当社らの見解を示した「NCホールディングス

¹ これについては、本題から離れますので本書では割愛いたします。詳細は、当社らが別途開示している各種資料をご参照ください。

² 当社らは、内容証明郵便のやり取りを全部公表することについて躊躇する思いもございますが、NCホールディングスが「公開質問状」という形式で問うてきている事実がございますので、関連するやり取りのうち、当社らとNCホールディングスとの間のものについて、今般公表するものです。

³ なお、「質問状」は、NCホールディングス及び個別の取締役8名全員に対して送付したものではありません。

株式会社取締役会による当社株主提案への反対意見に関する当社考え方について」を開示するなどの対応もしております。

しかしながら、NCホールディングスらは、高木取締役・高山取締役・矢野取締役から「質問状」に対する回答⁴が2021年5月24日にあったほかは、2021年5月24日までになんらの回答もしておらず、現在に至っても、当社らからの「質問状」に対し、実質的な回答をすることをしておりません。

唯一、弁護士に対して連絡してほしい旨の形式的な「要請書」(別紙2)が、2021年5月24日の期限を過ぎた時点で、送付されているに過ぎない状況になります。しかし、この「要請書」とて、いかなる範囲で委任関係があるのか不明確なままのものであり、かつ、当社が代理する弁護士があたかも弁護士倫理規程に違反するかのような高圧的な態度を取るものでした。

その後、当社らから、再度2021年5月27日付にて、早期に(遅くとも6月2日までに)回答することを求める「連絡書」(別紙3)を内容証明郵便及びFAXにて送付しておりますが、これについてもやはり本書送付の時点で回答はありません。

このように、NCホールディングスは、当社らからの「質問状」(別紙1)「連絡書」(別紙3)を事実上無視しているという経緯の中で、2021年5月28日に公開されたものが、今回の「公開質問状」であることとなります。

第2 NCホールディングスの対応が不相当・不誠実であること

1 現時点で公開質問状を呈することそれ自体が不適切であること

(1) 上記の通り、NCホールディングスは、2021年5月14日において、当社らに関する金融商品取引法違反の疑義を指摘しております。改めて申し上げるまでもありませんが、他者に対して法律違反の指摘をすることはその名誉・信用を毀損しうる行為でありますから、慎重に行うべきものであり、もしも十分な根拠もなくこのような指摘をしているということであれば、極めて悪質な行為であると言わざるを得ません⁵。上場会社であれば尚更です。

ここで、2021年5月14日におけるNCホールディングスの開示内容を見ても、当社らがなぜ金商法に違反しているのか、その具体的な事実の摘示はなく、抽象的な違反の指摘のみがされている状況にあります。このように、指摘内容が抽象的内容にとどまっていること自体、果たしてNCホールディングスが十分な根拠の下に、当社らの名誉・信用を毀損しうる開示をしたものか、多大な疑問があるといえます。

ますが、NCホールディングスの本社所在地への内容証明郵便の発送とFAXに留めました。その理由は、もしもこのように「公開」される際に、個々の取締役の住所が晒されることになると、プライバシーの侵害になるかもしれないという配慮と、回答期限を5月24日(月)としたことで、NCホールディングスにしか送付されなくても、この日にNCホールディングスは取締役会を予定していたので、取締役各位も、十分に当社らの「質問状」を検討できると考えたためです。

⁴ かかる回答の概要については、2021年5月27日付で当社が公表した「NCホールディングス株式会社の第5回定時株主総会招集ご通知の記載に関する当社の考え方」の中で公表しております。

⁵ なお、NCホールディングスは金商法違反の「疑い」という表現を用いておりますが、このような記載を見た通常の人物は当社らが金商法に違反したものと誤信する可能性が高く、やはり悪質であるといえます

- (2) そこで当社らは、2021年5月17日にNCホールディングスに対し「質問状」(別紙1)を送付しました。

その趣旨は、NCホールディングスが具体的根拠の記載をほとんどしていない状況にあったために、果たして本当に具体的根拠を有しているのか正すとともに、もし不適切な開示をしたということであればNCホールディングスにおいて自主的に撤回する機会を与え、他方、万一にも当社らについて自覚しないような法律違反の具体的根拠が存在するのであれば、当社らとしても速やかに誤りを正す必要があると考えたからです。

また、「質問状」では、当社らの金商法違反の疑義に関する認識及び解釈を念のため付しております。即ち、当社らが金商法に違反していないと思われることについて、この時点で既に当社らの認識を明らかにしている訳です。

- (3) しかしながら、NCホールディングスは、「質問状」を事実上無視するのみならず、この時期に及んで「公開質問状」を送付するという対応をしています。

通常、公開質問状の送付は、ある事実について疑義があるが確信が持てないという場合に、その疑義が事実であるかどうかを確認する目的でなされるものです。すなわち、このような公開質問状が送付されたということ自体、NCホールディングスとしても、当社らが金商法に違反したという具体的な根拠を保持しているわけではないということを意味していると考えられます(さもなければ、NCホールディングスは、当社らの金商法違反の具体的根拠を摘示すればよいはずです。)

そして、上述のとおり、NCホールディングスは2021年5月14日に当社らの名誉・信用を毀損しうる文書を公開しているわけですから、当然その時点で、当社らの金商法違反について、具体的根拠を保有しているべきです。もしも、当社らに対しなんらかの質問をおこない、事実関係を確認する必要があるのであれば、開示をおこない当社らの名誉・信用を毀損するより前に、質問をすることが当然の対応といえます。

にもかかわらず、既に当社らの名誉・信用を毀損しうる開示をおこなっているこのタイミングに至って公開質問状を送付したことは、NCホールディングスが、具体的根拠をなんら有さず、当社らが金商法に違反したかの如く開示したに過ぎないことを自ら認めているに等しいものといえます。

このようなNCホールディングスの対応は、当社らの名誉・信用を具体的根拠なく毀損するもので、コンプライアンスを軽視した極めて悪質・不適切な行動であると言わざるを得ないものです。

2 NCホールディングスの対応が不誠実であること

- (1) NCホールディングスが2021年5月14日に当社らの名誉・信用を毀損しうる開示をしたのち、翌営業日に当たる同月17日に、当社らはNCホールディングスに対し「質問状」(別紙1)の送付をいたしました。これは、金商法違反の指摘が万が一にも事実であれば、当社らとして早期に改善することが上場会社としての務めであると考えていたからに他なりません。も

つとも、NCホールディングスに無理な要望をすることは避けるべきとの考えから、回答期限は2021年5月24日とし、十分な余裕を与えたものです(なお、上述のとおり、他人の名誉・信用を毀損しうる行為をする場合、その時点で具体的根拠を準備していて当然といえますから、本来このように十分な期間を与えることは不要といえます)。

すなわち、当社らは、NCホールディングスに対しても誠実に対応するべく、当社らとしては迅速に対応・回答する一方、NCホールディングスに対しては、回答するための十分な期間を与えております。

- (2) これに対し、NCホールディングスは、当社らによる質問状の送付(5月17日)からおよそ2週間を経過した本書送付の時点においても、未だ質問状に対する実質的な回答をしておりません。すなわち、一方的に他者の名誉・信用を毀損しうる事実の開示をしながら、その具体的根拠は全く示さない態度をなおも継続しているのです。

のみならず、NCホールディングスは、自らは質問状に対し回答することは拒みながらも、当社らに対し、一方的に公開質問状の送付をしております。しかもその回答期限は、公開質問状の送付の翌営業日に当たる2021年5月31日としているものです。

すなわち、NCホールディングスは、当社らからの質問状に対してはその対応を拒否する一方、自らの送付する公開質問状については、翌営業日に回答期限を設定するという、自己の都合のみを優先する対応をしているものです。さらに申し上げれば、当社らとして公開質問状の手段を否定するものではありませんが、公開質問状を送付するのであれば、まずは当社らからの質問状に回答してからとするのが道理ではないでしょうか。

このような、NCホールディングスの自己の都合しか考えないかのような姿勢は、上場会社として、あまりにも不誠実であるものと考えます。

第3 NCホールディングスに対する要請

上記のとおり、NCホールディングスは、現時点で当社らが金商法に違反するといえる具体的な事情をほとんど開示しておりません。また、当社らの送付した質問状・連絡書についても事実上その回答を示しておりません。

このようなNCホールディングスの態度からすれば、具体的根拠を欠くにもかかわらず、当社らの名誉・信用を毀損している強い疑義があるものと言わざるを得ません。NCホールディングスとして当社らの金商法違反の事実について具体的な根拠を示すことができないのであれば、可及的迅速に、NCホールディングスにおける、当社らが金商法に違反している旨を含む一切の開示を撤回することを強く求めます。また、2021年5月31日発送予定のNCホールディングス第5回定株主総会招集通知からも、同趣旨の記載の一切を削除するよう併せて申し入れます。

他方、NCホールディングスが、もし当社らの金商法違反について具体的な根拠をお持ちということであれば、可及的速やかに(遅くとも、既に連絡書において記載した2021年6月2日までに)かかる根拠を開示することを求めます。

第4 公開質問状に対する回答

上述の経緯からすれば、当社らとして、公開質問状に回答する必要があるとは考えておりません。当社らに金商法違反の事実があるとすれば、まずはその指摘を公然とおこなったNCホールディングスにおいて具体的に摘示するべきであると考えられますし、そもそもNCホールディングスが、当社らが先に送付した「質問状」「連絡書」を無視しているという状況にあるからです。

しかしながら、NCホールディングスの他の株主の皆様の中には、当社らの金商法違反の疑義について、既にNCホールディングスの不当な情報の公表によって、ご関心をお持ちの方もいらっしゃると思います。株主提案をしている私たちとしましては、以下において必要な範囲で回答いたします(ただし、1営業日に満たない期間での回答を求めるNCホールディングス側の要請により、当社らとしても十分な調査を実施できていないこと、予めお断りさせていただきます。)

1 質問事項1及び質問事項2について

まず、高山芳之氏・高山正大氏は、あくまで個人として、それぞれNCホールディングスの株式を保有しておるとお聞きしております。同氏らがTCSグループにおける一部会社の代表取締役を務めているとしても、会社を通じた代表取締役としての株主権の行使内容と、あくまで個人として保有している株式についての株主権の行使内容が異なることは当然あり得るもので、なんら矛盾しないものです。

そして、高山芳之氏及び高山正大氏個人については、両人間及び他のTCSグループ各社との間において、NCホールディングスの株式について共同保有する合意をなんらしていないわけですから、共同保有関係にはないものと判断しております。また、ある会社について共同保有の合意をしていることと、NCホールディングスの株式について共同保有の合意をしていることは、全く別の問題です。高山芳之氏・高山正大氏は、その保有するそれぞれの株式について個別にどのように行使するか思案し、それぞれ別途株主権を行使しているからです。

TCSビジネスアソシエ株式会社(以下、「B・A社」といいます。)に至っては、そもそも資本関係さえ存在しないわけですから、共同保有関係にないことはむしろ自然であるとさえいえるものです。

そもそも、NCホールディングスは、2021年5月14日の開示において、当社ら23社と、高山芳之氏・高山正大氏及びB・A社との間の「共同保有」に関する金商法違反の疑義を公表したのですから、具体的に、いつ、どのような「共同保有」の合意を、当社ら23社と、高山芳之氏・高山正大氏及びB・A社との間で行ったのか、公表するべきです。そもそも今更このようなことを質問すること自体、「疑義」の根拠を有していなかったという名誉・信用毀損の自認行為です。

また、NCホールディングスにおいて、B・A社が当社らあるいは高山芳之氏・高山正大氏と資本関係のあることについて、具体的にお示しいただくべきであると考えます。

2 質問事項3について

当社らは、NCホールディングス株式を保有するにあたり、原則として株主提案権(重要提案行為等を含む)を行使することを想定しておりませんでした。あくまで、グループ会社としてのシナジー形成のために、株式を保有していたものです。

もつとも、今般、梶原社長についてもはや信任できないと判断するに至る事情が判明したことから、やむを得ず急遽株主提案権を行使するに至ったものです。

このように、当社は、重要提案行為等をおこなうことをその目的とはしておりません。

むしろ、NCホールディングスにおいて、当社らが重要提案行為等をおこなうためにNCホールディングス株式を保有していたことを示す具体的根拠をお持ちでしたら、早急にお示ください(さもなければ、NCホールディングスにおける開示内容は、やはり違法に当社らの名誉・信用を毀損するものと言わざるを得ません)。

第5 さいごに

結局のところ、NCホールディングスの梶原浩規氏ら3名の取締役は、自己の「会社提案」(第1号議案)を定時株主総会で承認可決され、当社らの「株主提案」(第3号議案)を否決させるために、十分な調査をすることもなく、金商法違反の疑義を持ち出し、当社ら並びに高山芳之氏・高山正大氏及びB・A社の名誉・信用を毀損することによって、当社らの「株主提案」を毀損させようとしたことは、寧ろ明らかではないでしょうか。

当社は、この1年間の梶原浩規氏ら3名の取締役の言動についてNCホールディングスの内外から告発状を授受し、梶原浩規氏ら3名の取締役に秘密主義・コンプライアンス意識の欠如があるということを知ったため、これら3名の取締役を次期定時株主総会で再任するべきではないと決めたものでした。今般の対応1つを取っても、その判断は誤りではなかったと感じる次第です。

引き続き当社らとしましては、他の株主の皆様のご了解を得て、「株主提案」(第3号議案)を承認可決させ、このような極めて不適切な態度を取る梶原浩規氏ら3名の取締役の再任を含む「会社提案」(第1号議案)を否決させるよう、鋭意努力を続けて参ります。

また、NCホールディングスにおかれましては、早急に、実質的な内容のある、「質問状」(別紙1)及び「連絡書」(別紙3)への回答を行うこと、特に、本日発送予定とお聞きしている「定時株主総会の招集通知」添付の参考書類において、当社らの名誉・信用及び株主権侵害行為を行うことをやめて頂くことを、強くお願いするところです。

以上